

千葉労働局発表  
令和7年1月 15日

【照会先】  
千葉労働局雇用環境・均等室  
室長 篠山 賢一  
室長補佐 江畑 泉  
雇用環境改善・均等推進指導官 湯浅 真光  
(直通電話)043(221)2307

報道関係者 各位

## 「プラチナくるみん認定企業」の認定通知書交付式を行います ～県内のプラチナくるみん認定企業が15社になりました～

千葉労働局（局長 岩野剛）は、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、より高い水準の取組を行い、仕事との両立をサポートする「プラチナくるみん」に株式会社アールアンドアールを認定いたしましたので、以下のとおり認定通知書交付式を行います。

是非、当日の取材をお願いします。

### ○認定通知書交付式

日 時：令和7年1月27日（月）午前10時30分から

場 所：千葉労働局 千葉労働局長室

（千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階）

※撮影、傍聴可。取材御希望の方は、事前に当室あて別紙のメールアドレスに御連絡下さい。

### ○プラチナくるみん認定企業

株式会社アールアンドアール（浦安市）

【業種：物品賃貸業（建設機械器具のレンタル業）／労働者数：228名】

※取組の概要については資料1参照。



プラチナくるみん認定マーク

### <添付資料>

資料1 プラチナくるみん認定企業の取組概要

資料2 千葉県内の特例認定企業名一覧

資料3 「プラチナくるみん認定」とは

資料4 （令和7年4月1日から）新たな10年がスタート！ 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

## 株式会社アールアンドアール

(代表取締役社長 西尾 公志)

令和6年11月15日特例認定(プラチナくるみん)

所在 地 : 浦安市入船1-5-2  
プライムタワー新浦安 18F

業 種 : 物品賃貸業  
(建設機械器具のレンタル業)

労働者数 : 228名  
(男性 169名 女性 59名)



- くるみん認定(令和3年)
- 千葉県「働き方改革・テレワーク好事例集 2022年度」掲載

### 1 計画期間 令和3年10月1日～6年9月30日 (3年間)

#### 2 行動計画の目標

##### (目標1)

全従業員の所定外労働時間を減らし、年間月平均23時間未満を目標とする。  
→計画期間中の各事業年度で達成。第34期(R3.10.1～R4.9.30) : 19.8時間、第35期(R4.10.1～R5.9.30) : 20.7時間、第36期(R5.10.1～R6.9.30) : 21.4時間

##### (目標2)

全従業員平均の年次有給休暇取得日数を7日以上とする。  
→計画期間中の各事業年度で達成。第34期(R3.10.1～R4.9.30) : 8.8日、第35期(R4.10.1～R5.9.30) : 9.8日、第36期(R5.10.1～R6.9.30) : 10.3日

### 3 育児休業等の取得状況

- 計画期間内に配偶者が出産した男性労働者数10人  
うち、育児休業を取得した労働者数1人(取得率10%)、育児目的休暇(配偶者出産休暇)を取得した労働者数10人(取得率100%)
- 計画期間内に育児休業を取得した女性労働者数3人(取得率100%)

### 4 その他

- 3歳から小学校就学前までの子を養育する従業員が利用できる時差出勤制度
- 勤怠管理システムの入れ替えにより有給取得状況・所定外労働時間の状況把握と管理を効率化(責任者への報告や有給取得が少ない従業員への声掛けも実施)
- 20時以降のPC強制シャットダウン
- 受注時間を全社統一で17時までに制限

# 次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業名一覧

(令和6年12月31日現在)

特例認定（プラチナくるみん）企業一覧 千葉県内本社の15社が認定を受けています。

特例認定年	企業名	所在地	業種	規模
2016	ヒゲタ醤油株式会社	銚子市	製造	A
2016	イオン株式会社	千葉市	その他	A
2017 ☆2022	株式会社京葉銀行	千葉市	金融	A
2017 ☆2023	株式会社千葉銀行	千葉市	金融	A
2017	ちばぎん証券株式会社	千葉市	金融	B
2018 ☆2022	株式会社千葉興業銀行	千葉市	金融	A
2018	キッコーマン株式会社	野田市	製造	A
2018	キッコーマン食品株式会社	野田市	製造	A
2018	キッコーマンビジネスサービス株式会社	野田市	サービス	B
2022	大樹生命アイテクノロジー株式会社	柏市	情報通信	A
2022	マブチモーター株式会社	松戸市	製造	A
2023	株式会社イオンファンタジー	千葉市	サービス	A
2024	社会保険労務士法人ハーモニー	千葉市	サービス	C
2024	株式会社千葉ステーションビル	千葉市	その他	B
2024	株式会社アールアンドアール	浦安市	物品販貸	B

☆：プラス認定（不妊治療と仕事との両立に関する認定）

規模：A 301人～、B 101人～300人、C 100人以下

※「くるみん」認定企業については、千葉県内で101社が認定を受けています。

## 「プラチナくるみん認定」とは

### 「プラチナくるみん認定」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

「プラチナくるみん認定」は、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が、一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート」企業として、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

特例認定を受けると、プラチナくるみんマークを商品や広告、求人票等に使用し、子育てサポート企業であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等の効果が期待できます。



令和7年  
4月1日から

新たな10年がスタート！

## 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、 プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

### 1 行動計画策定・変更時に、 育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**<sup>(※1)</sup>、**労働時間の状況**<sup>(※2)</sup>を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定**が義務付けられます。

(※1)男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」  
(※2)フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間）

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

- 計画の実施

- 計画終了・効果の測定

#### ◆PDCAサイクルの確立

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

厚生労働大臣による認定  
(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)

### 2 認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

#### くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜共通＞

##### ○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

##### ○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減	①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸
②年次有給休暇の取得の促進	②年次有給休暇の取得の促進
③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備

#### くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜認定種類別＞

##### ○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率	男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率	
		又は	
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	15%以上	20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上	20%以上	50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上	50%以上	70%以上

##### ○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満	
	くるみん	45時間未満 → 30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）	
	プラチナくるみん	45時間未満 → 30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）	

##### ○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組	→	労働者を対象とした取組
----------	---------------	---	-------------



## トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん  
(旧基準達成)



新しいトライくるみん（新基準達成）  
※新たなマークには認定年の後ろに  
「(2025年度基準)」と記載されます。



くるみん  
(旧基準達成)



新しいくるみん（新基準達成）



※新たなマークには認定年の後ろに  
「(2025年度基準)」と記載されます。

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。

2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。

3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上  
(旧基準: 7%以上) であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上  
(旧基準: 15%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

・<労働者数が300人以下の一般事業主の特例> .....

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護等休暇  
(旧基準: 子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。

② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上  
(旧基準: 7%以上) であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上  
(旧基準: 10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上  
(旧基準: 20%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上  
(旧基準: 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であること。

・<労働者数が300人以下の一般事業主の特例> .....

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上  
(旧基準: 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。

(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度・所定外労働の制限に関する制度・所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止(経過措置はp.4 上段参照)

7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。

(1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。

(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上  
(旧基準: 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。

・<労働者数が300人以下の一般事業主の特例> .....

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上  
(旧基準: 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置  
(旧基準: 所定外労働の削減のための措置)

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

9 (旧基準 10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。

(1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満  
(旧基準: 45時間未満) であること。

(2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)

(3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

(旧基準: 計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)



## 1～4. トライくるみん、くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて70%以上(旧基準:50%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

・&lt;労働者数が300人以下の一般事業主の特例&gt; .....

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。

② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

## 6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.)くるみん認定基準7と同一 ※廃止(経過措置はp.4上段参照)

## 7(旧基準8).くるみん認定基準7(旧基準8)と同一

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。  
(詳細はp.2のくるみん認定基準参照)

8(旧基準9).次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

## 9(旧基準10).次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。

・&lt;労働者数が300人以下の一般事業主の特例&gt; .....

計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

## 10. 育児休業等をし、または育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

(旧基準11.)育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

## 11(旧基準12).トライくるみん、くるみん認定基準9(旧基準10)と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内

・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「両立支援のひろば」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

## 【各種情報を検索・閲覧】

○一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。

○両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。

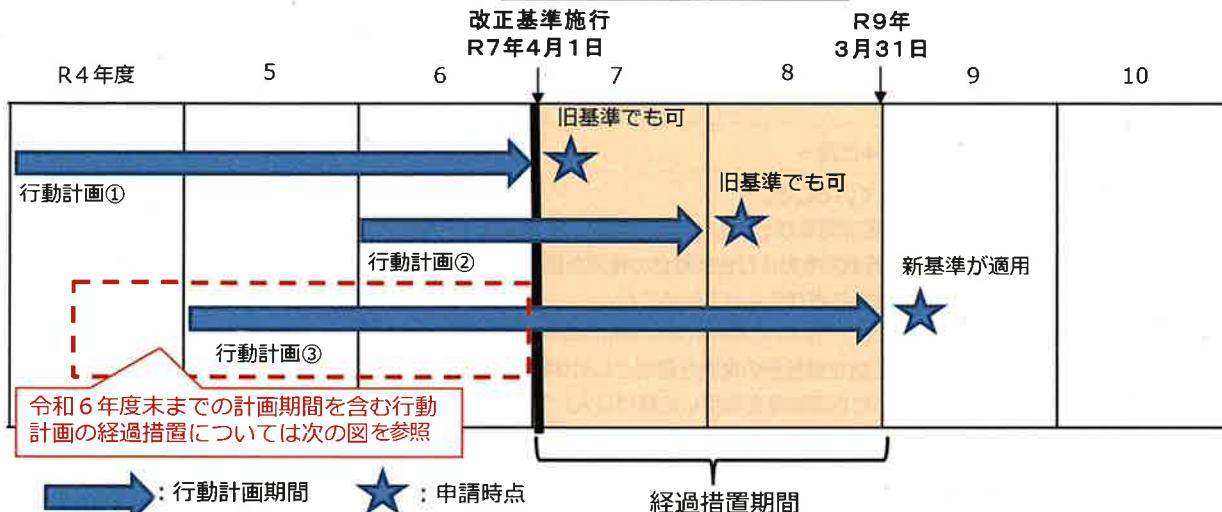
○その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&amp;A集の検索ができます。

ぜひご活用ください。

## 認定申請に関する経過措置

### 【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

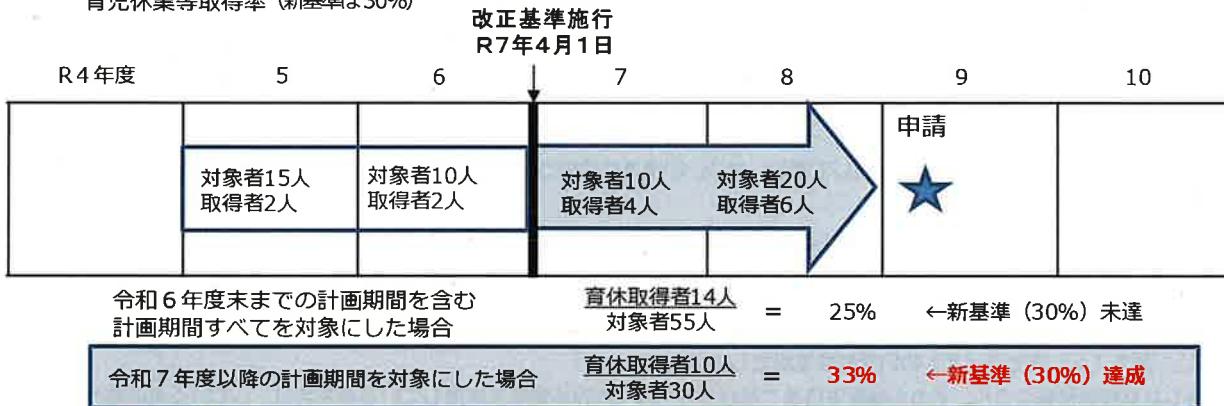
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



### 【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

### 【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となります。今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11367.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html)

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価
- くるみん助成金（こども家庭庁）
- 賃上げ促進税制（経済産業省）
- 働き方改革推進支援資金（株）日本政策金融公庫

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡・山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

## 取材について

取材を御希望の方は、令和7年1月24日（金）までに以下のアドレス宛に御連絡下さい。

- メールアドレス 12roudou@mhlw.go.jp
- 件名に「プラチナくるみん認定交付式取材申込」と御記載ください。
- 本文に ①会社名 ②担当者名 ③連絡先 ④交付式以外での取材希望の有無  
⑤その他連絡事項 を御記載ください。

※取材についての御問い合わせは、

千葉労働局雇用環境・均等室 指導部門（043-221-2307）まで御連絡ください。